

【課題】

【体制強化に向けた令和5年度の主な取り組み】

【効果】

◆人事面の強化

【こども総合相談所】

○専門職員3名の増員

- ・児童福祉司27人→29人(国配置基準27人)
- ・現役警察官の配置 1人
※国の配置基準：平成30年児童虐待防止対策体制総合プラン強化プランの配置基準

【地域こども相談センター】

○専門職員等の充実

- ・保健師を1名増員 (南区南)
- ・2名の事務職を児童福祉司、精神保健福祉士へ置換(北区北、中区)
- ・事務1名を非正規配置から正規配置へ(東区)

現職警察職員の配置(1名)※再掲

県警とのさらなる連携強化

児童相談所 所長経験者の配置(1名)※再掲

経験の浅い職員への指導体制を補強するため、児童相談所所長経験者1名を、採用し配置。

◆事業面の強化

虐待通告等電話相談受付事業

法的対応機能強化事業

子どもの権利擁護推進事業

児相及び一時保護所の
第三者評価事業

SNS活用相談支援事業

子育て世帯訪問支援事業

要保護児童見守り等
強化事業

児童相談システム
改修事業

新たな共通アセスメントシートを活用した、ケース担当の適切な役割分担(予算外)

必要な情報が必ずしも取れていない

情報に基づいて的確な判断が必ずしもできていない

スーパーバイザーも含む人員の増、外部の知見の取入れ等により、担当者の負担の軽減を行いつつ、よりの確なケース対応を実現する。

こども総合相談所と地域こども相談センターが、共通のリスク認識の下、適切に役割を分担し、ケースの状況に応じた、より十分な対応につなげる。

関係機関が取得した情報を迅速・確実に共有し、警察との連携も強化することで、より適切な判断につなげる。

令和4年1月に発生した被虐待児童死亡事例の検証を踏まえ、虐待から子どもを守る体制を大幅に強化します

1. 被虐待児童死亡事例の概要

- ・令和3年9月25日、岡山市において、児童（以下「本児」）が窒息による低酸素脳症により意識不明となり、令和4年1月12日に死亡した。
- ・その後、母親及び交際男性が、低酸素脳症の傷害を負わせ死亡させたなどとして逮捕監禁致死、強要罪で起訴された。
- ・本家庭については、平成31年3月からこども総合相談所及び地域こども相談センターが支援対応を行い、令和2年9月には本児を一時保護したこともあったが、命にかかわる虐待がなされる危険性までは察知できていなかった。

2. 岡山市児童福祉審議会児童処遇専門分科会による検証報告書

<本事例に関する問題点・課題>

必要な情報が
必ずしも取れ
ていない

情報に基づい
て的確な判断
が必ずしもで
きていない

主な問題点	課題
一時保護の時点で交際男性を「保護者」と評価するだけの情報が不足していた。	①これまで家庭に関わってきた機関（こども総合相談所、地域こども相談センター、保健センター、福祉事務所、本児の所属機関）などが保有する情報が共有されず、的確な虐待リスクの判断ができていなかった。
本児のみを一時保護し、きょうだいを一時保護しなかったため、虐待の実態、危険性の予測ができていなかった。	②こども総合相談所の業務負担が過重な状況で十分な対応ができていなかった。 ③虐待通告を行なった警察の危惧がこども総合相談所に伝わっていなかった。
一時保護の原因となった本児を全裸で叱責した行動を「本児にトラウマを与える重要な攻撃」「性的虐待」と考えず、2週間で解除を行った。	④こども総合相談所内でスーパーバイズが機能しておらず、担当者の判断に適切な助言を行っていなかった。 ⑤こども総合相談所が一時保護や親子分離などの重要な支援決定をする際に、外部有識者から専門的な助言を積極的に受けていなかった。

再発防止に
向けた提言

- 1 組織・人員体制の見直し、職員の資質向上、スーパーバイザーの配置、多様な職種の活用方法
- 2 状況に応じた適切なアセスメントを行う体制
- 3 状況を把握し、適切な支援を行うための関係機関による情報共有及び連携のあり方
- 4 国への提言並びに社会全体で取り組むこと